

はじめに

就労支援事業報告集2号をお届けいたします。

平成16年度後半期の報告集ということになります。この半年の間に8名のかたがたとかわらせていただきました。この支援事業に縁あってたどりつくまでの路上生活、そしてハローワーク通いなどの求職活動も真冬の厳寒期という季節をはさみ、就労をめざすひとたちにとっては苦労が多かったのではないかと思います。

就労支援事業への入所、冬の札幌での路上生活、想像を越える過酷なものだと思います。まずは一時、心身ともに心からやすらいで欲しいと思うのです。そのうえで依然として厳しい雇用状況のなか、歯を食いしばり気持ちのうえでめげることなく仕事を確保して欲しいと思っています。

この就労支援事業にとりくんでいることに対して「施設の職員のかたがたは大変ですね。」とよくねぎらいの言葉をいただきます。確かにこの事業に直接、間接にかかわるスタッフにとってさまざまな苦労があることは当然のことです。しかし、その苦労はこの制度を足がかりに文字どおり「生活の再構築」をはかろうとするひとたちの苦労や不安に比べるとわずかなものに過ぎないことを肝に銘じなければならないと思っています。

3ヶ月という時間は決して長い時間ではありません。応募、面接、結果不採用を5回、10回、10数回と繰り返し、期限が迫ってくることにどれだけ不安やあせりを抱くでしょうか。「あきらめ」の気持ちがよぎることも当然のことと思います。

私たちにできることはわずかながらでも決してあきらめることなく「就労」への強い気持ちを失うことのないよう施設ぐるみで励ますことぐらいなのかも知れません。そして、スタッフのみではなく、他の一般利用者のひとたちが彼らに対する日常の自然なさりげない交流こそがより大きな励ましを与えていくように思います。

この支援事業も2年目を迎えました。この1年間、札幌市保健福祉局保護指導課、札幌市東区保健福祉部保護課、札幌北ハローワークそして各区の保健福祉部保護課関係の皆様にはなにかと貴重なご指導、ご助言をいただいたおかげと感謝しております。

今後ともおおくの方々からご指導、ご助言をいただければ幸いです。

施設長 青山勝義

目次

はじめに	1
事例 A	4
事例 B	7
事例 C	9
事例 D	10
事例 E	11
事例 F	13
事例 G	15
事例 H	17
管理宿直者から	18
退所者から	19
1年まとめ	26
統計	30

事例報告

事例A

男性 54歳 T氏

4ヶ月で15件。それが、彼が応募した求人の数である。中には採用となったものもいくつかあり、試用期間として何日か通勤した後、さまざまな理由で辞退するということもあった。最終的には生活保護が切れる3日前に明啓院から何度か依頼したことがある人材派遣会社に頼み、生活保護が切れる2月19日に愛知県へ出発となった。

T氏は10月19日に入所となる。国立大学を卒業後、電気工事関係の会社に27年間勤務していた。本人談では、長年技術の現場で勤務していたが、突然営業に配属が変わり、不慣れで、自分に適性がないと考えていたため、営業の仕事を全うできなかつたようだ。技術系の方に再度、異動をしてもらうよう頼んだが、聞き入れてもらえない、自主退職となる。在職中に結婚、2人の子供をもうける。退職後、妻の実家にお世話になり仕事を探すが、結局仕事が決まらず、離婚し当てがなくなり路上生活となる。2年の路上生活を経て、明啓院に入所となった。普通自動車免許や、電気工事士1種、電気工事施工管理技術者の資格をもっていたが、更新できずに失効している。入所後は経験を活かせるマンションや施設の管理人を中心に求職活動を行う。入所2日後にハローワークで登録し、紹介状を取得、書類選考となった。登録の日に紹介状を取得した例は今までになく、本人のやる気が窺えた。その後、1ヶ月の間に5件の紹介状を取得する。そのうち3件が設備関係で2件が住宅リフォームの営業であった。妻の実家に身を寄せている間も営業の仕事

を受けたことがあったが、採用にはならず、面接時に先方から営業に向かないのではと言われたこと也有ったようだ。しかし、本人は職種も構っていられないということで今回も営業を受けていったようだ。営業で1件採用となり、試用期間として1週間働いてみて結論を出すことになる。

試用期間の間に、T氏の兄が来院する。東区役所から扶養照会の連絡が行き、明啓院に入所していることを知ったようだ。2年ほど連絡が取れず、心配していたとのことだった。本人は稼動中で直接、会うことはなかった。T氏は兄弟からも借金をしているようで、出来れば会いたくない様子であった。T氏には道内に姉が一人と関西に兄が一人いて、入所中に、姉から数回の電話が来ていた。姉が札幌に出てくるときに会いたいということだったが本人は拒否している。兄は何かあればすぐに連絡をほしいといって連絡先を知らせて本人には会わずに帰つていった。

営業の試用期間が終了する。この仕事は歩合が大きく、結果を出さなければすぐ解雇されるかもしれないということだ。T氏は営業の経験がないこともあり3ヶ月や半年と長いスパンで続けていく自信がないということで、辞退した。

その後、年末までに3件の紹介状を取得し、面接となるが、採用にはいたらず。年末にかけてハローワークの求人が減つていき、T氏の年齢と無資格という条件から応募できる求人自体がなくなつていった。そして、12月に誕生日を向かえ55歳になった。

年が明け、最初の2週間程は、求人が全くなく、求職活動できない状況が続いた。1月12日から求職活動を再開し、期限の1月19日までに2件の紹介状を取得し書類選考と面接となる。しかし、就

労とはならず、20日に区役所の保護課で弁明を行う。結果1ヶ月間保護の延長となった。よって求職活動を再開する。その後、4件の求人に応募し、1件が採用になるも、試用期間で辞退することとなる。入所してから応募した求人は設備関係が5件、清掃が4件、営業が3件、工場内作業が2件だった。そして、生活保護が切れる2日前である2月17日の時点で就労が決まっていないということで、明啓院から何度も依頼したことのある、人材派遣会社に仕事の紹介を頼むことにする。もともと、T氏は体力に自信がなく、経験のある仕事でないというのもあって、本州への出稼ぎを拒否して明啓院に入所となつた経緯もあったが、いよいよ仕事がないため、本人も了承したのである。その派遣会社に依頼すると、その日のうちに仕事が見つかり、1日で準備を済ませ、ちょうど生活保護が切れる2月19日に愛知県へ出発した。

50代の方の就労支援入所は今回が初めてのケースで、この世代の無免許、無資格、経験なしという条件の厳しさを思い知らされた格好となつた。T氏は、今まで1つの会社で長年勤めてきて他の職種に就く自信がなかった。就労支援で入所された方で入所するまでに、1つの職場しか経験していないというのも初めてのケースだった。今後、就いた仕事を長く続けていけるかという面では心配ないが、今回のように仕事を変えるという段階では、新しい職種に対しての自信が極端になく、思い切って新しい職種に飛び込めなくなっていた。もちろん年齢も大きな要因だと思う。55歳というのは、一般的には、何か新しいことを始めようとするには少なからず勇気の必要な年齢だと思う。入所を1ヶ月延長しても就労が決まらず期限まで残り1週間を経過したと

き、T氏は「もう、諦めようかな。」という発言をした。受けたい求人があっても、結果が出るのが1週間以上後だと、保護が切れてしまうので、受けても仕方ないというようなことを言った。生活保護は永久的に受けられるものではなく、経済的に自立するか、期限内に就労できなければ、終了するものである。期限は入所の段階から告げられており、入所者はその期間内に就労しなければならないことは理解している。しかし、実際の求職活動は厳しく、すぐ就労となるものではなく、不採用の連続とそれにより、期限が迫ってくることに焦りだけが先行してしまい、出足が鈍ってしまう。結果的にそれが諦めへと変わっていってしまう。保護課には、T氏について、1ヶ月の入所の延長をしてもらっているし、単純に期間が長ければ就労が決まるかといえば必ずしもそうとはいえない。本人にも目標としての期限はあるべきである。難しい問題ではあるが、本人に求職活動はとても厳しいもので、3ヶ月はあっという間に過ぎてしまうということを最初の時点から繰り返し伝えていくしかないのかもしれない。

そして、T氏のような人にこそ支援が必要なのだと思う。結局、T氏にとっての希望職種でなかつたにしても、就労支援入所以外の緊急一時保護などでは、きっと彼は就労できなかつたのではないかと思う。明啓院に入所することにより、衣食住の生活は安定し求職活動に集中できたため、さまざまな会社の書類選考や面接を経て、最終的に出稼ぎでも納得できたのではないか。

退所後に住む場所など、落ち着いたら連絡をするように話していたが、退所後に連絡が来ることはなかった。T氏が退所してから1ヶ月が経過したとき、機会があり、派遣会社に連絡を取つ

たところ、T氏はまだ仕事を続けているということがだった。

T氏は院内での生活や他の利用者とのコミュニケーションもとても良好で、食堂の掃除なども積極的に手伝ってくれた。T氏は2年の路上生活で失った自信や、生活感、人とのコミュニケーションといったものを入所中に取り戻していくのではないか。最後の1週間となったときは、また路上に戻っても仕方がないという発言もあつたが、結果的には体力的に辛く、経験のない、今まで選ぶことができなかつた出稼ぎを選択できたというのは明啓院での4ヶ月間があったからだと思いたい。

<就労支援相談員 鈴木孝太郎>

事例B

男性 51歳 T氏

このことで、こだわり無く求職していくことと併せて意欲も感じたため、これであれば何とかなるだろうとの楽観的推測が、先にあった「早い時期に就職が決まるだろう」と感じた理由である。

入所してから、ちょうど1週間が経過した日に一つ目の紹介状をハローワークより取得してきた。警備業の求人であった。翌日面接をうけ、1週間以内に採否の連絡がくるとのこと。面接では、ほぼ内定に近いものであったらしいが、業務内容にビル警備も含まれるということで、消費者金融等の負債がある者は採用できないということを言われてきたらしい。T氏は、消費者金融等からの借金を抱えており、後日不採用の連絡があった。

年も明け1月中旬頃、入所してから既にひと月半ほどが経過していた。この間、ハローワークに通ったり、中高年齢者向けの合同企業選考会に出席したりしてはいるのだが、面接を受けたのは、前述の警備業1件のみ。年末年始を挟んだとはいえ、このままのペースで行くと、就職を決めるのはかなり難しいと感じ、T氏と面談をした。面談では、約1ヶ月半という期間の中で、なぜ面接を1件しか受けることができなかつたのか、そのことをきちんと確認し、それをこれから求めた。T氏の答えは、長く続けていけそうな仕事を探していく、そういう仕事で条件に合うもの(年齢・資格)がなかなか無いということであり、特に雇用の身分は、正社員をメインに探していたためとのことであった。そしてT氏は、今月中には就職を決めたいこと、今後はもう少し、雇用の身分も幅を広げて探してみるということを言っていた。今までにも感じたことがあったのだが、T氏には、こちらが心配することに対して、希望

T氏が、就労支援で入所してきたのは、12月上旬のことである。札幌は、まさにこれからが冬本番であり、まもなく年末・年始を迎えるという時期である。T氏へは、入所時の面接において、年末年始をはさむため、実質的に就職活動を行える期間は3ヶ月間ではないことを伝える。T氏は「経験のある警備業や倉庫業を希望するが、あまり職種や仕事の内容で選り好みせず、1日でも早く仕事を決め、3ヶ月を待たずして自立したい」という意向を私たちに伝えてくれた。受け答えは、とてもはっきりしており、礼儀正しいという印象を受ける。条件は厳しいが、比較的早い時期に就職口は見つかるのではないかどうかと感じた。

T氏は、本州のレコード販売店で10年、札幌市内倉庫業で12年など、いくつかの長期勤続も経験している。その後、本州でスーパーや警備関係のアルバイトを行ってきたが、約1年前に来札し求職する。しかし、仕事が見つからず資金が底をつき、住む場所(アパート)を失い、約9ヶ月前にホームレスの状態になったとのことであった。

年齢は51歳であり、免許・資格は一切無し。これだけで、就労の条件がかなり厳しいことは明白である。しかし、先にも触れたように、T氏は「あまり職種や仕事の内容で選り好みせず、早々に就職を決めたい」と言っており、こちらから給料や勤務時間など、ある程度の労働条件は考慮したほうが良いと助言したほどである。

通りのことを答えようとしているのか、どこか根拠の無い自信とも受け取れるような発言をすることがあった。T氏へは、あせって仕事を決めてしまい後悔することのないよう話もした。

その後、月内に2箇所の面接を受ける。1件目はハローワークでの求人から、再び警備業の仕事で、面接3日後に不採用の通知が来る。そして2件目はアルバイト情報誌の求人から、倉庫業の会社の面接を受ける。面接の場で採用が決定した。仕事の内容は物流で製品の仕分け、勤務時間は11:00～20:00まで、賃金は時間給である。3日後から稼動開始となった。先日のT氏の話が本当になったのである。

賃金は、単身生活とはいえ決して十分な額ではない。T氏の言う「長く続けていけそうな仕事」ではないのでは？という懸念があった。就労を開始して1週間が経過したころ、施設を退所しアパートで生活しながら、この仕事を続けていけそうかたずねてみた。T氏は「やっていくしかないでしょう」と笑顔で答えた。T氏は既に稼動を開始していたため、休みの日にあわせ、アパートの物件紹介を受けたり、準備品の買い物をしたりし、入所してから80日目で退所となった。

T氏の就職活動は、積極的であったとは言いがたい面があった。だが、たった3件の面接で就職できたのは、当初T氏が言っていたとおり「こだわらずに」「短期間で」就職を決めようとしたことが良かったのかもしれない。しかし、言葉で言っても最終的にその結論にたどり着くことは、勇気のいることだったのではないかと思う。その決断の結果が、笑顔の「やっていくしかないでしょう」という言葉だったのではないだろうか。

＜生活相談員 深谷正史＞

事例C

男性 55歳 T氏

年齢は最年長の55歳、入所期間は最短の7日間。これがT氏である。出身は札幌で、高校卒業後に日本各地で料理人の修行を行い、その間に調理師と栄養士の資格を取得している。昭和56年から自営で居酒屋を経営し、平成16年6月に業績悪化のため店を閉め、アパートも出てホームレスとなる。明啓院に入所する以前に区役所へ相談に行ったとき、出稼ぎの派遣会社を紹介され、会社へ面接に行ったが、年齢と経験がないことを理由に断られていたようだ。しかし、その会社に何回か連絡を取り仕事を探し続けていたようである。会社の方もずっと探し続けてくれたが見つからなかったようだ。そしてその会社で就労支援入所事業の話を最初に聞いたようである。

1月20日に入所となった。入所した翌日にハローワークに登録し、調理関係の仕事を探し始める。その日のうちに紹介状を取得し、履歴書も郵送した。そして、早く、入所以前に通っていた派遣会社に行って、この事業を紹介してもらったお礼を直接言いたいといっていた。しかし、なかなか時間が取れず4日が経過した1月24日にその派遣会社から明啓院に電話が入る。T氏が入所したかどうかという確認と、ずっと仕事を探し続けていたようで、T氏ができる仕事が見つかったということの連絡だった。仕事の内容は愛知県での警備ということだ。もし、この仕事を受けるのであれば、2日後に出発となる。T氏は、調理関係で履歴書を郵送したばかりということ、思いの外ハローワークで、自分が応募できる求人があったということもあり、もしかしたら、経験を活かした仕事に就けるかもしれないという気持ちと、今、断ったら次にいつ採用となるかわからない、もしこれを逃したらもう採用という返事は聞けないかもしれないという不安で葛藤していた。電話を受けてから1日悩んだ結果、愛知県に行くことを決心する。区役所保護課に就職支度費を準備していただき、予定通り1月26日の午前中に出発となる。

住居に関しては会社で寮を用意してくれているらしく、向こうについてから詳しいことが決まるということである。また、仕事が続くようであれば、警備以外の仕事で、寮内での食事を作る仕事も考えてくれるということだった。T氏には、仕事と住所が落ち着いたら連絡してもらうよう頼む。

T氏が退所して数日後履歴書を郵送していた会社から不採用の通知が届いた。もし、T氏がこの会社に期待し、愛知へ行くことを断つていたら、もしかしたら、今回のようなことの連続となっていたかもしれない。そして期限が過ぎても、仕事が決まらず、最悪はそのまま退所ということも考えられる。T氏は正しい決断をしたといえるのかもしれない。

T氏が退所して2週間程経過したある日、T氏から電話があった、それは決まった住所と仕事が順調であることを知らせる電話だった。出稼ぎに行った人から連絡がきたのは彼だけである。T氏は年齢的にこれから後、何十年も仕事を続けられる歳ではない。もし、今回の仕事を辞めても、次の仕事が見つかる可能性は大きいとは言えない。派遣会社の人も、この年齢と経験がない状態で仕事が見つかったのはすごい偶然が重なった結果だといっていた。本人も今までの求職活動を省みてそれを感じたから、この仕事をやろうと決心したのかもしれない。

<就労支援相談員 鈴木孝太郎>

事例D

男性 51歳 T氏

道内の地方で生まれ、札幌市内の高校を卒業し、同市内の大学に入学するも中退。その後、新聞社に入社し、退社後（S51）身内を頼り豊平区内の建設会社で働く（4年ほど）。以降、アルバイトで生計を立てる。

平成13年2月よりホームレス状態となり、5月に蜂窓織炎のためT病院に入院し生保開始となる。入院中に右腎臓がんが見つかり右腎全摘出する。又左腎臓にものう胞がみられる。他にめまいの治療も受けている。平成16年6月1日退院し保護廃止となるが稼動せずアパートを引き払いホームレス状態となる。

平成17年1月18日就労目的の為、当施設に入所。入所時の面接時に平成16年夏に建設関係のアルバイトをしたとき、両下肢浮腫となり排尿困難になったと話がある。投薬も半年ほど受けていないという話なので、求職活動をする前に以前治療を受けていたT病院を受診し、現在の健康状態を把握し就労できるかどうか判断するよう話を聞く。その後1月28日までにT病院の各課を受診し、稼動に関しては問題ないと結果が出る。

施設内での生活は、協調性があり率先して掃除などに参加し好感が持てた。また、同じ就労支援事業入所者にも信頼されている様子であった。

2月からは積極的に職安に通い、紹介状を取得していた。主に新聞社関係を希望し履歴書を送っていた。2月下旬には、ある新聞社にて面接があり、就労に向けて話を進めていく形がとれるようになった。これ以後の就職活動はこの新聞社を中心に進めていくことになる。

2度、3度と面接を重ねていく中でT氏本人は、新聞社で働くかもしれないということについてとても嬉しそうに報告してくれた。ただ採用条件、特に給与面で不安があるとも話してくれた。それは、職種が新聞広告の営業での採用と言うことなのだが、完全歩合制であり基本給はないと言う条件であった。この話を聞き、収入面で安定しないことで将来的にまたもとの生活に戻ってしまうのではないかと考え、T氏本人とも話し合ったのだが、再度面接があるので給与面について何かしらの保障をしてもらうよう交渉すると言っていて、やはり新聞社で働くことについて前向きであった。その後の面接の結果、完全歩合ということで条件の改善は見られなかったが、T氏はこの仕事につくことを決心し採用となった。4月1日より営業企画として稼動開始となる。

稼動開始後、住居は自分で探してきて、4月10日に退所となる。T氏については自分の意見、意思をはっきりと持っていて行動力も伴っていた。ほとんど就労については問題もなく決定していく。ただ、採用条件として完全歩合という基本給のない状態で安定した生活が送れるのか不安が残った。

退所後、一月が経ち母の日にT氏が来院した。T氏は施設内の各部署にカーネーションを届けてくれ、退所後の報告と就労支援での体験を綴った手紙を持ってきてくれた。話の中でホームレス状態のとき、とても孤独であったこと、施設で生活をして担当職員や他の職員と話をし、どれだけ心が癒されたか、また利用者にどれだけ勇気付けられたか、何気ない一言に励まされ、暖かい気持ちになったことを穏やかな表情で話してくれたのが印象的であった。

<生活相談員 金子諭>

事例E

S氏 男性・23歳

2月24日に入所となる。180cmはあろうかという身長とガッチリとした体格、しかも23歳という若さである。その姿だけ見るとなぜ仕事がないのかという印象を持った。経歴を聞くと、中学校を卒業してから土木会社、製鋼会社に勤め、一度、路上生活となった後、本州の自動車部品工場で勤務している。そして、再度路上生活となった後に、明啓院に入所となった。入所後は工場への人材派遣や出稼ぎを希望する。年齢が若く体力的にも不安はないのでいろいろな選択肢があることが考えられる。そういう話は何回もするが、本人は一つの仕事を長く続ける自信がないと言う。そしてやったことのない仕事に対する不安があり、派遣や出稼ぎの方が給与や寮など、条件も良いということで、あくまで出稼ぎを中心に考えていた。

また、普通に求職活動を行っても、不景気のためいつまで経っても仕事は決まらないと決めつけていた。もしかしたら、今までそういう人たちで求職活動を行っていたが就労に至らず路上生活となったのかもしれない。

ハローワークで何回か出稼ぎの紹介状を取得するが、渡航費を会社で負担してくれるかどうかが問題となっていた。一度それが原因で辞退した後に会社から電話がきて多少の条件の譲歩を提案してくれても、今度は、「仕事をしたら時には遊びたい、お金に遊べる余裕がないから出来ない。」などと言って断っていた。明啓院ではほんの少しではあるが、1週間に一度、援護

金という名目で小遣いのようなものを支給している。ただ施設のなかで生活をし、求職活動を行うだけなら1円も使わなくても済むお金なのだが、その使い方もあり建設的とは言えなかつたようだ。入所の際に、自由に使えるお金ですが、必ず転居や退所・自立の際に何かとお金が掛かるので蓄えておいた方が良いですよ、という話をしているが、S氏は毎週お金を受け取るとすぐに買い物に出かけ、使い切っていたようだ。

そして、ハローワークで求人票を眺めながら、条件が合わずなかなか紹介状取得にいたら日が続いていた。こうした求職活動を続けていたら、3月14日に入所前に面接を受けていた派遣会社から電話が来る。本州の方で仕事があるがやらないかという内容だった。自動車部品工場でのラインの仕事である。本人は自動車工場のラインは経験があり、どんな仕事なのかわかっているのでやってみたいということだった。また、この会社は渡航費を会社側で負担してくれるということだった。3月17日再度電話が来て、3月22日に出発することが決まった。3月18日に就職支度費を受給し、3月22日のAM9:30に明啓院を出発し、退所となる。

S氏は年齢的に若く、出稼ぎでなくても出来る仕事がありそうだったが、本人の強い希望から、出稼ぎでの就労となった。就労支援では、3名の入所者を出稼ぎで送り出している。今までの事例では45歳以上という不利な状況で求職活動を行ってきた結果の出稼ぎであった。他に選択肢はなかったのである。退所するときに、辛かつたら1ヶ月でやめればいいというような気持ちでは行っていないと思う。実際に稼働してみてはわからないが…。しかし、今回のS氏は稼働する前から仕事が大変ならばまた辞めれば良いと

思っている節が見受けられた。若いうちはそれでも良いかもしれないが、年が経つにつれてそれはいかなくなってくる。出来ることであれば若いうちに長期を見越せる安定した仕事について欲しい。こちらから様々な助言をしたし、S氏も全く聞く耳を持たないわけではなかった。さらに、本人もずっとこの仕事をやっていこうと考えている訳ではないと話していた。しかし、目の前に採用という事実があった場合、次につその言葉を聞くことができるかわからなく、支援者がそれを無視しろとは言えない。本人が希望するのであれば快く送り出すべきであると考える。そして今回はそれが出稼ぎだったのである。

結局S氏はその仕事をするために、3月22日に明啓院を旅立った。向こうに着いたら連絡するようになに話はしたが1ヶ月以上経過しても連絡はない。

＜就労支援相談員 鈴木孝太郎＞

事例F

I氏 男性・34歳

I氏は札幌で出生、中学校を卒業後、製材会社に勤めるが2年で辞め、技術高等専門学校に入学、卒業している。それから建設会社で7年稼動し、貿易会社で7年、警備の仕事を1年やっている。その後、白石区で生活保護を受給し、千葉県で稼働するも、1日で辞め、東京都でも生活保護を受給し、その後、都内で路上生活となる。本人はホームレス仲間からお金を借りて、札幌に帰ってきたと言っている。札幌で数十日の路上生活を経て入所となる。東京都での路上生活を合わせて、半年間程の路上生活だった。

2月24日入所となる。

入所時、I氏は本州への出稼ぎを希望していると言い、早期の就労に期待が出来た。出稼ぎで就労する場合、生活保護の制度では本州への渡航費を扶助してもらえないで、会社が負担してくれるか、一時的でも立て替えてくれないと、金銭的に就労は厳しい状況となっている。I氏の場合も、入所後最初にハローワークに行った際、すぐに紹介状を取得したが、渡航費が自己負担ということで断念した。その後も、紹介状を取得しては渡航費が自己負担だったり、仕事に保証人が必要だったりということで、結局就労に至らなかった。

I氏がハローワークに行くのは施設の相談員が送り迎えをするときのみで、自分から行くことはなかった。情報誌を中心に求職活動を行って

いた。

年齢が若く、出稼ぎでない、もっと安定した就労も可能だと思い、そういう助言をするが、本人は強く出稼ぎを希望していた。I氏は食堂の掃除当番をお願いすると、嫌がらず手伝ってくれた。掃除をしているときは他の利用者と協力するというよりは自分の仕事を黙々とこなしている様子だった。I氏は、与えられた仕事を単純に黙々とこなしていく工場でのライン作業が自分に一番合っていると思っていたのかもしれない。しかし、そんな工場作業でも3交代の仕事などは過酷なため嫌で、楽なものが良いと言っていた。入所時は同じ日に入所となった、23歳のS氏と同室となり、生活も全く問題なく、経過していた。

同室のS氏が先に就労退所し、その後入所してきた50歳のN氏と同室となってから少しづつ状況が変わっていったようだ。4月11日まで本人から話があることはなかったが、その日、同室のN氏と掃除当番の仕方で多少もめたらしく、相談員が間に入って話を聞いた。I氏から話を聞くと、それ以前はトラブルがあったわけではないが、ストレスを溜め込んでいたようだった。そこに今回の一件で、溜まっていたものが噴出したようである。最初は居室を変えてほしいと言われたが、話をしていくと訴えが変わり、退所させてほしいという話になった。それはずっと考えていたことのようだった。よく話を聞くと、施設については時間に制約があり、求職活動がはかられないということだ。明啓院を出て時間を気にせず、1日に派遣会社など飛び込みで何軒も回った方が、すぐ決まるような気がするというのだ。また、生活についても、親戚などで全く行く当てがないわけではないといっていた。1日考えて

結果が変わらなければ退所ということにし、翌4月12日の午前に再度、意思確認を行い退所となつた。退所の日の朝もI氏は掃除当番を手伝つてくれていた。知り合いが白石区にいてひとまずそこへ行くと言つたので、相談員が地下鉄白石駅まで送ることにした。送っている車中で、施設に対する不満が何かあったかと聞いた。すると、もっと生活に関する不満を聞く機会を持って欲しかったといつて。あと、入所できる期限が迫つてくると、掃除などをすることで、時間的にも拘束されるし、精神的にもこんなことしている暇はないといったような焦りを感じてしまうので、状況によって考えて欲しいと言つていた。ずっと考えている問題として、就労支援入所者の日課というものがある。中には入所してからの、活動が活発でないという人も見られ、こちらで1日、1週間の流れを考えるべきかということを考えていた。しかし、就労支援はあくまで本人の自主性を支援し、自分の意思でやりやすいように活動してもらうということを念頭に置いている。今回の話は、日課を作ることのリスクを改めて認識させるものであった。

以前にも、無断外出のまま帰らず、退所となつた事例はあったが、施設側と話し合つて就労が決まらずに退所となつたのは、I氏が初めてであつた。話し合いのなかで、明啓院側は、I氏にもう少し頑張ってみないかという話をしたが、本人はどうしても退所させてくれという話だったので本人の意思を尊重して退所となつた。

その数日後、I氏に就労支援入所を勧めたボランティアの方から電話が来て、そこのボランティアの炊き出しに参加していたということだ。退所してから3週間程が経過した後、再度ボランティアから電話があった。もう一度、明啓院に入所

して求職活動を行いたいということであったが、それは施設が独断で決められることではないので、実施機関と相談してくださいと話をする。その後、保護指導課とNPO、ボランティアが共催する炊き出し相談会に参加し、生活保護の再申請を行うことにし、緊急一時保護となつたようだ。今後はアパートで求職活動を行っていくということだ。

<就労支援相談員 鈴木孝太郎>

事例E

K氏 男性・36歳

K氏が今までに経験してきた仕事は、配管メンテナンス、空調製作・設置、運送、自動車工場のライン作業などである。一番長く続いた仕事で6年間だったが、ほとんどの仕事が1年未満で終了している。時折アルバイトをしたりして、合計で2年程の路上生活であった。両親とはすでに死別しており、市内にいる兄とは時々連絡をとっているようである。

1月26日に入所となる。入所時は、常にうつむき加減で目を合わせず、返事も曖昧で、この状態で就職の面接などできる状態ではないという印象だった。しかし、この年齢と普通自動車免許を持っていたため、職種を選び好まなければ仕事は見つかるだろうと考えていた。後々話を聞くと、ずっとボランティアの方に生活保護を受けないかと言われていたらしい。それを断り続けていたが、今回、そろそろ受けてみようかなということで、入所となったようだ。その様な話を聞き、本人のやる気の面で若干の不安を感じた。入所後の実際の求職活動は、案の定、2月に2件、3月に1件、4月に1件という、活発とは言い難い内容だった。最初は運送の仕事を希望していると言っていたが、ハローワークから持ってくる紹介状は、工場作業のみだった。中には登録型派遣のものもあり、登録だけして仕事の連絡を待つという状態も数週間続いた。

本人の話を聞いていても、どこか他人事といった感じがあり、追い詰められているという感じがしなかった。これは前回の事例報告集でも書

いた、路上生活を経験してきている人はダメならまた路上でなんとかするという考えがあったのかもしれない。3月が終わっても就労が決まりず、決まらなかつたら仕方がないということを何回も言っていた。なんでもいいから面接を受け、採用となつたらそこで働くというやり方をすると、その後、仕事がどれだけ続くかという不安がつきまとうことになる。自分で3ヶ月も続けることができないと判断できる仕事に就くことは避け、長く続けると判断できる仕事を選んで応募し、採用となれば、稼動するというのが理想である。入所の期限が残り1ヶ月を切ったとき、明啓院がどういった支援をしていくかといふのは悩むところではあるが、明啓院側があれを受けろ、これを受けろというような指導はできない。一言で努力といっても、人によって出来る範囲も変わってくる。

K氏は最初、就労支援入所を希望せず、緊急一時保護で居宅を構えてからの求職活動を考えていたという。しかし、結果として就労支援入所となってしまったようだ。しかし、それでも途中で退所という選択肢を選ばず入所中に就労し、自立を目指すということで、本人なりの努力していた。常に相部屋の状態で一人になれるときがないということで、毎週日曜日は外出していたが、それ以外では掃除当番も手伝ってくれていた。生活状況は問題なく、同室のT氏に関しても全く不満がなく仲良くやっているようだった。4月7日に倉庫内仕分け作業の面接を受ける。そして採用となった。4月11日より稼動開始となる。就業場所は清田区で、明啓院から通勤すると、1時間半かかり、朝8時に出勤するために、明啓院を6時20分に出発していた。

稼働を開始してから数日経過した後、本人に

仕事について伺ったところ、仕事の内容はそうでもないが、通勤が大変だということだった。仕事に不安がないということでアパートへの転居の準備を始める。今回は久々に保証人になってくれる方がいるということで転居の準備は順調に進むと思われた。

K氏の兄が保証人になってくれるということであった。兄とは入所中も時折、連絡を取っているらしい。電話で頼み、了解してくれたようだ。不動産会社で書類を受け取り、保証人の印鑑証明や、住民票が必要なため本人が兄宅へ書類を届ける。K氏も、K氏の兄も仕事をしているため、日中に連絡を取ったり、手続きをしたりというのが困難であった。そのため、K氏が仕事を終えたあとに連絡を取ってもらう。こちらからの伝達事項があれば、宿直の職員に引き継いで伝えてもらい、必要な書類があれば記入してもらうというかたちをとっていた。そして、相談員が明啓院に出勤する前に、K氏も仕事に出てしまう。つまり、相談員がK氏とその兄とのやりとりにあまり関わらず、進行状況が正確に把握できずに日にちが経過していった。保証人の書類以外は全ての手続きを終了しており、その書類が揃い次第転居が可能となる状態であった。初めは保証人の書類もすぐに揃うと考えていて、全てが終了する前に退所の日時を設定し、保護課の手続きも済ませた。しかし、最初に設定した日時では書類が揃わず、転居できなかつた。あまり、転居が予定から延びるとアパートの契約自体にも影響を及ぼしかねないということで、K氏に兄の自宅や職場、携帯と繋がるまで掛けてもらい、繋がった段階で相談員が電話を換わり、事情を説明してやっと書類が揃う。

最終的には予定より4日遅れたが、アパートに

転居することができ、退所となつた。

後に話を聞くと、K氏はずつと兄と連絡を取れず、留守番電話にメッセージを残したり、直接自宅へ行って、郵便受けに投函するというかたちで伝達していたようだ。そのため、兄も状況を把握しきれず書類が遅れたのだ。稼働を開始した後の利用者と職員の関わる時間の少なさによって、最後の転居の段階で手間取り、最悪の場合、転居の取り消しにもなりかねない状況だった。今回の事例で稼働開始後の入所者と職員の関わり方という一つの課題が鮮明な形となった事例であった。

<就労支援相談員 鈴木孝太郎>

事例H

T氏 男性・50歳

- 2・5入院している兄のところへ面会に行く。
- 2・8昨日職安にて配送の紹介状を取得。本日AM面接となる。また、配送関係の紹介状も取得し、書類選考となり履歴書を郵送する。
- 4・1免許の更新を行う。
- 4・7職安の紹介で、AMにルート配送の面接となる。
- 4・11職安の紹介から、施設用務員の面接となる。
- 4・21職安の紹介で、配送関係の面接を受ける。面接時に、週3回AM4:00出勤があり、それでも良ければ採用しても良いと言われる。2,3日考えて結果を出すということで帰院する。
- 4・22職安にて自動車会社(運転手)の紹介状を取得。書類選考となり、履歴書を郵送する。
- 4・23直接会社に行き、条件など話しを聞く。通勤にトラックを使用して良いなど確認する。後1日考え結論を出す。
- 4・25今回の会社に行こうと考えているが、会社に電話してもつながらなく、話が進まない。
- 4・27本日弁明となるが、本人が保護の延長を拒否したため、弁明には行かず、期限の明日退所ということになる。
- 4・28AM退所となる。

何度か面談をする中で、主より繰り返し出てきたのは「ここにくる予定ではなかったので（就労する気はあまりない）・・・」ということであった。就労に関しては、職種をかなり選ぶ傾向があり、続ける自信がないというのが主な理由のようであった。

自立を阻む理由の一つには消費者金融からの立てを懸念しているらしく、住民票を移動したくないと言っていた。一時は住民票を移動せず、居宅で単身生活をすることも考えたようであったが、最終的には決断にいたらなかった。入所時点から就労への意欲が低くとも、退所時において就労自立の意欲を持てなかつたのは大変残念なことであり、行ってきた支援内容についても再考の必要があるのではないだろうか。

<生活相談員 竹内大司>

管理宿直者から

管理宿直者より

事例A (54歳)

T氏

4ヶ月間の中で面接を受けるがすべて不採用であつた。その中には、2件試験採用もあったが、1件はノルマがあり、ノルマが達成出来ないと解雇される恐れがある為、辞退した。

もう1件は求人票と異なる事で辞退した。（従業員に話しを聞いての事）

最終的には、名古屋方面での仕事が見つかった為、翌日名古屋方面に行くことになった。

事例B (51歳)

T氏

工場内作業の仕事が見つかり、勤めることになった。

稼働時間は、(10:00~19:00) 残業もあるとの事。

本人は、仕事も慣れてきたと話してくれた。この会社は、取り扱う商品が何千種類もあるので、商品名を覚えるのに苦労しているとの事であった。後は月日が経てば今話している事は解決できるかなと思うしだいである。

事例D (51歳)

T氏

4月1日から稼働開始となる。特に問題もなく退

所となる。

施設での生活の中でA氏、T氏は利用者とも仲良くしていた。掃除当番は積極的にやって貰い利用者もとても喜んでいました。

事例G (36歳)

K氏

何回か無断外出をしていた為、注意を受けていた。

4月11日から稼働開始となる。稼働前夜はバスの経路、往復の時間帯と同じ就労支援入所者のA氏と相談していた。

退所に当たり、賃貸の契約時で保証人の書類が揃わず本人の希望退所日に間に合わなかった。

保証人の方に連絡を入れるように再三言ったが、積極的に動いてくれなかつた。

本人も自分の事なのに、どうも他人まかせになっていた様に見受けられた。

担当相談員の鈴木から言われ、保証人の勤め先に連絡を入れ鈴木が代わりに話をしたその日の夜、書類を取りに、行き数日後には退所となる。

<管理宿直 山口秀晃>

退所者から

ホーハレス・路上生活者、その様な文字が數ヶ月に一度、新聞・テレビ・雑誌に登場する。十二月上旬、自分はその当事者となつていた。

某区役所へ相談に行くも生活保護を含め、スムーズに事が運ぶ訳もなく、現在の状況や健康状態、親族関係等の確認でその日は終った。がたがたの中での自己達の状況下、就職を道外で見つけてくれる業者と一時入所施設の存在を聞く事ができた。

区役所を出た後早速その会社に電話をするが、「年令が五十過ぎ、免許ナシでは今の所ちよ、となりですな」との事。

翌日、区役所で聞いた入所施設の件で他の区役所へ（施設が存在する区が担当しているため）相談に行く。そこで冬期一時退避施設？と就労支援施設の説明を受ける。前者は2～3週間の厳寒冬期一時避難の、後者は就労斡旋を支援し3ヶ月以内に就職に結びつける施設である。

一時施設は現在数十名満室、就労支援施設は
2~3名の空きがあるとの事で、瓦。併故
仕事を探し現況から抜け出すことをしない
のだろうと素朴な疑問を感じた。がしかし、
支援施設入所には面接があるという。

後にわかるのだが、市か民間の社会福祉法
人に依頼して意欲のある人に対処しているの
である。瓦。

後日、面接担当の施設職員Y氏（施設次長）
と支援相談員S氏と区役所で会うこととなる
のだが、そこで不合格となっていたらと考
えると。。。。。

Y氏に入所承諾をして頂き、区役所担当者
と手続きを終え病院へ同行、健康診断後施設
へ向った。

午前11時、札幌明治学院に到着。S氏とK氏
から施設規則説明を受け、着替え食事給付シ
ャツーをあびてくる（その間に衣類は全部洗
ってくれていた）。その後、栄養士さん、看
護士さんから説明を受けて居室101号室へ

炭る。栄養士さんから昼食に間に合うので食べて下さいとのこと、実際に5日ぶりの食事である（美味であることは言うまでもないが）。

救護施設札幌明啓院での生活が始った。

起床は午前7時・7時50分朝食・午後11時昼食・5時20分夕食で、月・木・土日に入浴がある。食後の掃除（15程度）、月曜掃除（20分程度）があり、一週目食堂、二週目以降、三週目は休みのサイクルで行なう。

月曜日・金曜日は支援指導員がハローワークへ送迎してくれるし、院内のPCで行かない日は検索も出来る（ハローワークホームページ）。それ以外には情報誌の発売があるので支援金で購入（コンビニ、書店）できる。実質9時～12時・12時～5時は目的のために使える時間であるためその時間を作り出すも殺すも自分仕事である。他の就労支援者とは喫煙室で会ってあまり会話をしない、仕事を探しのライバルに相手に写って見えたのが

もしれない。（後に職種の違いがわかると会話は多くなるか）

先手で中会話が多くできるのは院生・職員・寮母さんである。自分達の置かれていた状況は無言の昼夜逆転の失意寸前の世界であり、本来の生活・会話とは無縁の世界なのでなにんだ。

院生（れいせい）（明治学院で暮らす人々）は専介護者（視覚・聴覚・言語・歩行・高令など）で寮母さんと職員が対応している。

それでも掃除の出来る人にはちゃんと割当の班があり就労支援者と共同作業である。自分達より高令者が多く、院内作業も行ってくる。自分達は五体満足で休しているんだろうと思う。

寮母さんの方の食事前後のいそがしさ、泊り明けの姿を見るにつけてすこいタフだなと感じた。～3週間経つ頃には軽いジョークをかけてくれる様になれた。笑いのない世界の人達には何よりのプレゼントである。また喫煙室で会う職員は自分の就職失敗談や今後のアドバイスを自然体で自然な会話の中でしてくれ

るのかありがたかった。面接や応募の時は心から「愛かると良いネ」「ガンバッテネ」とさりげなく声をかけてくれる。

施設長のA氏、次長のY氏、経理K氏、課長A氏、下相談員・K氏・S氏・T氏・

また寮母さんと栄養士さん、看護士さんがさりげない笑顔で接してくれる。この施設に入所させていただき本当に良かったと思つた。院生が不自由な体でも出来る事をし、寮母・職員が介助する。自分達就労支援者も別な意味で要介護になつていたのだと思うと、意欲が湧くの感じたものである。

院生との会話でも自分に近づいて来てくる事への喜びには、路上生活者の異臭に近づかない空間生活があめ、瓦礫にはうれしかった。

就労支援者も高令であれはキリキリ(駄駄)感があり、若年層は希薄に自分には写つたが、人に合つて対応・人としての対応の援護を受け、職を見つける事が出来た事に感謝している。きっと何十枚書いても足りないと思つ

し貴重な経験をさせて頂いた事を今後の人生に役立てたいと思います。

職員の方々・寮母さん・栄養士さん・看護士さん本当にありがとうございます。

1年間のまとめ

この4月で就労支援入所事業も1年を迎えました。1年間で19名がこの事業で明啓院に入所されました。統計的には7割の方が就労を決めて退所されています(表1)が、退所後に連絡のついた方は若干名しかいなく、仕事が継続できているかは不明な状態です。特に本州への出稼ぎを行った4名(表2)のうち、到着後に明啓院に連絡をくれたのは1名だけでした。就労支援入所事業が、札幌市の路上生活者の数を一時的に減らすことではなく、路上生活者一人一人の社会復帰を第一の目的としている以上、退所後の継続した連絡のやり取りはこれから課題となっています。また、ほとんどの方が就労を決めたといっても、求職活動が厳しいものであることに変わりはなく、札幌市の路上生活者の数にも減少は見られません。50代の求職活動は特に混迷を極めます。この1年間で6名の50代の方が入所されました。50代で無資格だと、ハローワークや情報誌などを利用しても、応募することができる求人も限られ、最終的に、体力的に過酷な本州への出稼ぎに行くか、それが嫌であれば路上に戻る、という選択肢になりかねません。そんな出稼ぎの仕事も大半は45歳までと、選んでいる余裕はありません。ある程度の年齢を重ねると、自分の能力に限界を設けてしまいやすく、一口に努力と言ってもがんばることができる度合いというものは、年齢とともに低下していくように思えます。特にこの事業の対象となる方の中には、最初は積極的に活動していても、活動が実を結ばないと徐々に意欲が削がれていき、最後には諦めになってしまい「路上でも仕方ない」という言葉まで出てきてしまいます。そんな彼らにこそ支

50代の求職活動は大変ですが今回の就労支援事業のデータでは一番就労に結びつけることができなかったのは30代(表4)となりました。原因のひとつとしては、施設での生活に馴染めたかどうかということがあります。これは、集団生活に馴染むよう努力したかということに置き換えることができると思います。途中で退所となつた方は、経歴としてひとつの仕事が長続きしていない方が多く、今までの仕事が続かなかったように、明啓院での生活が続かなかったのだと思います。そして、就労支援で入所となつた人の中では、そういう傾向が30代の人も多いということです。こういった人は仮に、就労を決め退所となつても、その仕事をどれだけ続けることが出来るかというのは懐疑的にならざるを得ません。だから就労できずに退所しても仕方ない、支援しなくても良い、という話にはなりませんが、年齢が若ければそれだけ“やり直し”できる可能性があり、本人もそれがわかっているので、退所という選択肢を選ぶのではないかでしょうか。年齢が上がっていくと“やり直し”というのがなかなか難しくなっていき、それを自覚しているため、逆に50代の就労自立の率が高くなっているかもしれません。今までの経過からいくと、年齢が高いほうが施設での生活も求職活動に対しても積極的に見えました。単純に、年齢と退所までの期間の相関を見ても、年齢が高い方が退所まで時間が掛かっているといえます(表6)。これは、仕事が決まるまでに時間がかかるというのももちろんありますが、年齢の高い人の方が実施機関に保護廃止と言われるまで諦めずに求職活動を続けているということも言えると思います。

また、傾向として、入所して1ヶ月前後で就労が決まる人と、退所期限のギリギリで就労が決まるという2極化の傾向にあるようです(表5)。最初の1ヶ月で就労に結びつく人は直接も1件程度採用となり、そのまま退所へと進んでいきます。期限ギリギリまで決まらない人の中には10件以上受けて希望職種に採用となる人や、それでも決まらずに最終的に出稼ぎとなるケースもあります。そういった人は最初から出稼ぎを希望していた訳ではなく、むしろ、出稼ぎを拒否して明啓院に入所となつた方もいます。しかし、3~4ヶ月の求職活動を行い、それしかないと判断して出稼ぎに就労していきました。そこで、出稼ぎを決断しないと再び路上での生活が待つてゐる可能性が高いことを考えると、これは、就労支援事業のひとつの成果だと思います。

さらに、路上生活の期間が長い人の方が退所まで期間も長いようです(表7)。路上生活が長いと仕事に対してもそうですが、生活自体に対する自信も奪っていくようで、さまざまな要因から、求職活動の足を鈍らせてしまいます。明啓院で生活していくなかで日常生活の感覚を取り戻し、就労に対する意欲も増していただければと思います。実際には路上の期間や人によって違いますが、路上生活が長い人ほど施設の生活に悪い意味での適応をしてしまうように見受けられます。路上生活が短い人は施設生活に適応してしまわないよう早期就労退所を目指し活動していました。

この10月～3月期の入所者は入所中に仲良くなり、喫煙室などの会話も盛んに行われていたようです。特に3月から4月に掛けて入所していした方は、互いに求職活動の情報を交換したり、一緒に外出したりということもあったようです。

そういった中で、年が明けて以降なかなか求人情報も明るい話題がなかったのですが、一人が決まり、それに続いてポツポツと他の方も就労が決まっていきました。求職活動に関して良い相乗効果がでたように思えます。今回に限らず、就労支援で入所し、明啓院から通勤することで稼動開始した方は、仕事をしていく中で段々と表情が明るくなつていくのがわかります。そういった表情を見て、入所者同士でも良い刺激になつていったのではないかでしょうか。途中で任意退所となつた方もいますが、入所者同士で連絡先の交換をしていたようです。明啓院内であつた良い関係が退所後も続いてくれればと思います。

1年間で就労せずに退所となつたのは4名ですが、この他に退所後に仕事を辞めたとはっきりわかっている方が2名います。1人はずっと離れて暮らしていた親の元へ行き(事例報告集第1号参照)、もう1人は特殊な事例として、明啓院に一般入所となりました。就労せずに退所となつた4名のうちの1人は数週間後に電話があり、友人宅に居候しながらアルバイトをしているとのこと。1人は兄の家に世話になっているとのこと。1人はまた路上に戻り、ボランティアの行う炊き出しなどに顔を見せ、再び緊急一時保護の対象となつたとのこと。最後の1人はその後の状況はまったくわかつていません。就労せずに退所された方は30代が3名、50代が1名となっています。就労が決まった方で状況が確認できるのは大体、退所後1ヶ月くらいまでとなっています。その期間に退所者から電話が来たり、施設に訪問してくれたりということがあります、その後の状況はわかりません。

退所後のケアというのは事例報告集第1号でも

課題としてあげていますが、就労退所した方の中には求職活動時に明啓院の話を会社にしていなかった方もいます。していたとしても、自立という観点から考えれば、退所後もこちらから積極的に連絡を取り続けるというのは難しいことだと考えます。そのために、市内で稼動開始となる人は仕事にある程度慣れるまで明啓院から通勤するというかたちをとり、本人が仕事を続けられるという確信を持ってから退所するという流れをつくっています。生活の感覚を取り戻すために、食堂や風呂の掃除も当番で入ってもらっています。そういった当番を、やりたくないとは言わないまでも、明らかに嫌な顔をする人もいます。しかし、実際に仕事をして、アパートで生活するうえで、自分の使ったものを洗ったり、掃除したりすることは絶対にあることです。嫌々でも続けるなかでそれが習慣付いてくれることを願います。このように、退所した後に明啓院から何か働きかけを行うことは難しいので、退所後の生活の助けになるようなことを、入所中に少しでもやっていければと思います。

10月～3月期のうち、特に1月～3月に入所者が多く、1年を通してはじめての定員6名いっぱいになりました。やはり冬の寒い期間は路上を回避したいということなのでしょうか。それでも、退所時には就労されていた方がほとんどです。入所時の理由がどんなであれ就労自立したからは、ずっとその生活を続けていってほしいと思います。また、就労自立がかなわず退所になつた方も、さまざまな人間関係、制度などを利用していつの日か就労自立できることを願っています。

<就労支援相談員 鈴木孝太郎>

統計

表1：退所時の状況

- 就労による退所
- 在宅にて求職活動の継続
- 田 無断外出による保護廃止
- ▣ 任意で就労前に保護廃止

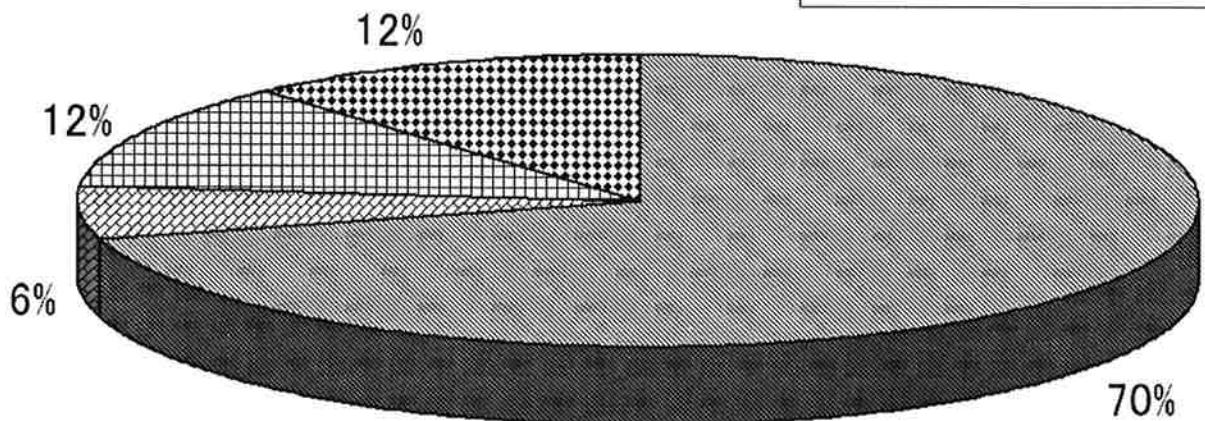


表2：職種の内訳

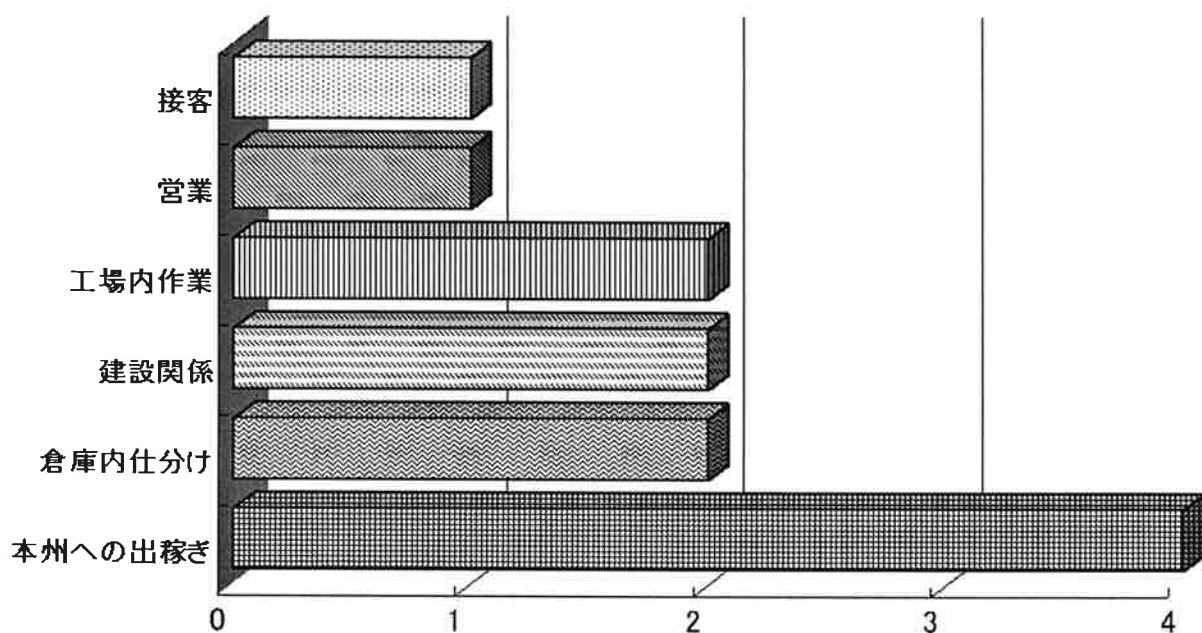
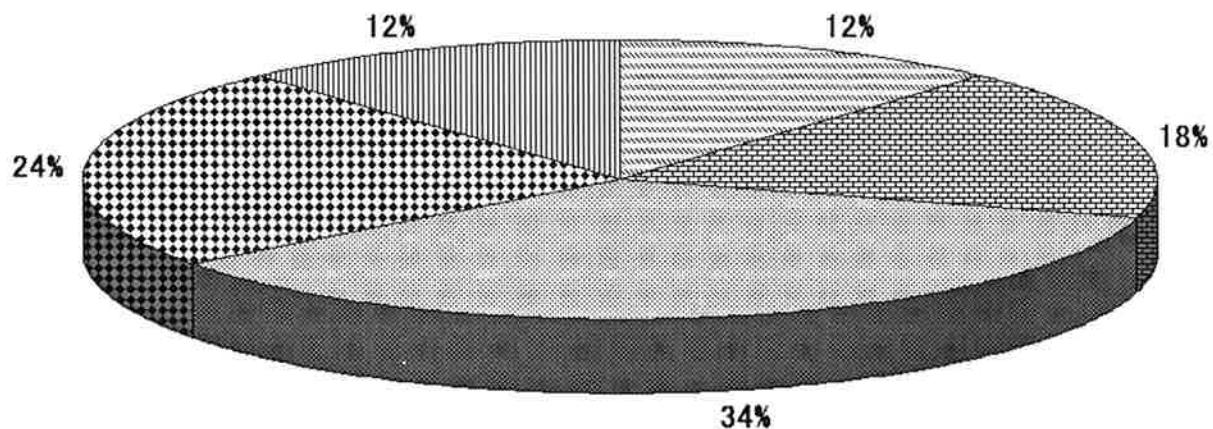


表3：路上生活期間

■ 1ヶ月以内
■ 1ヶ月～3ヶ月
■ 3ヶ月～6ヶ月
■ 6ヶ月～1年
■ 1年以上



年代別構成

■ 未就労退所者
■ 就労自立者

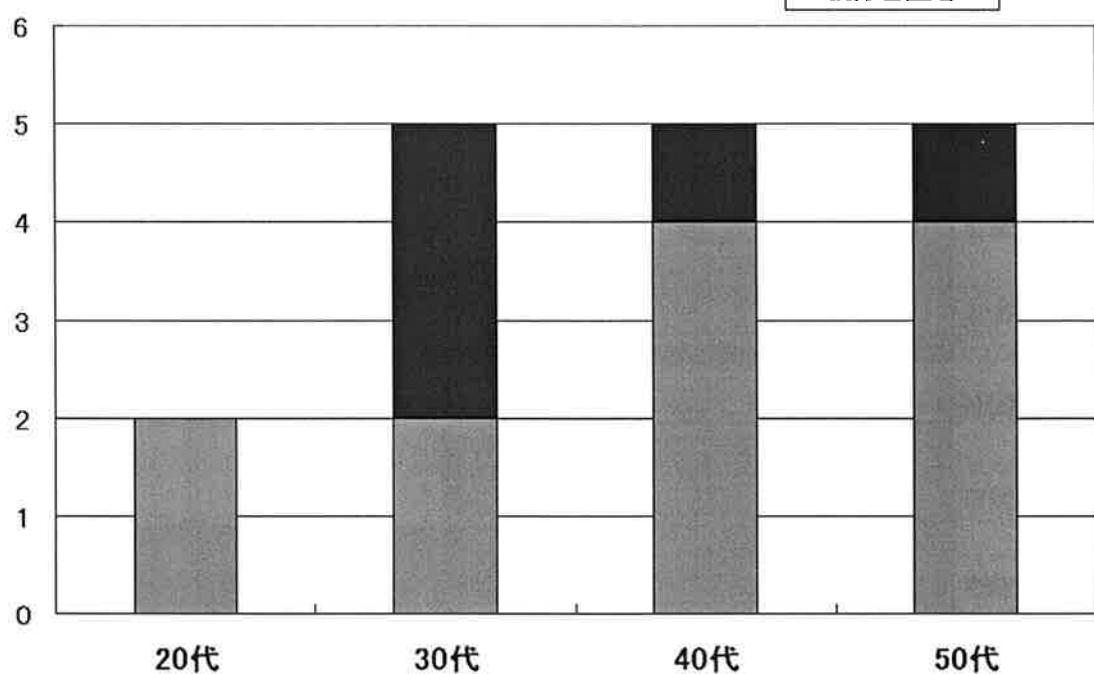


表5：入所から就労まで

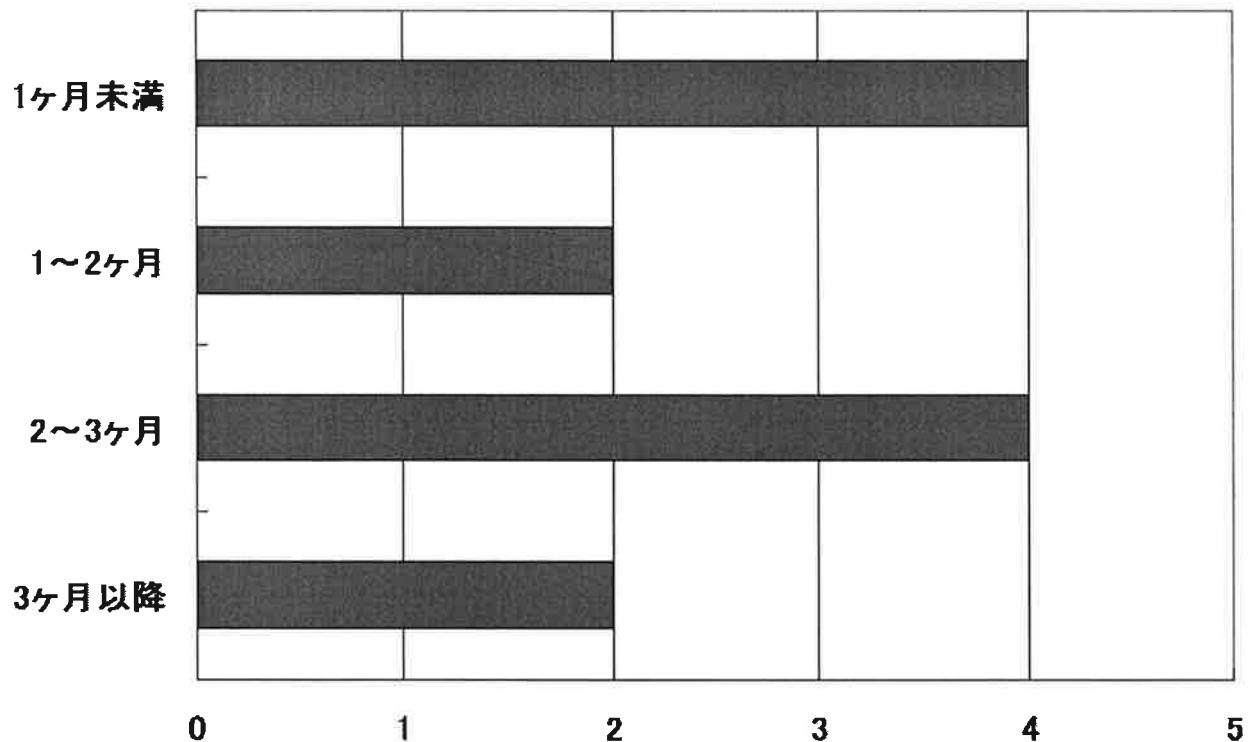


表6：年齢と退所までの期間の相関

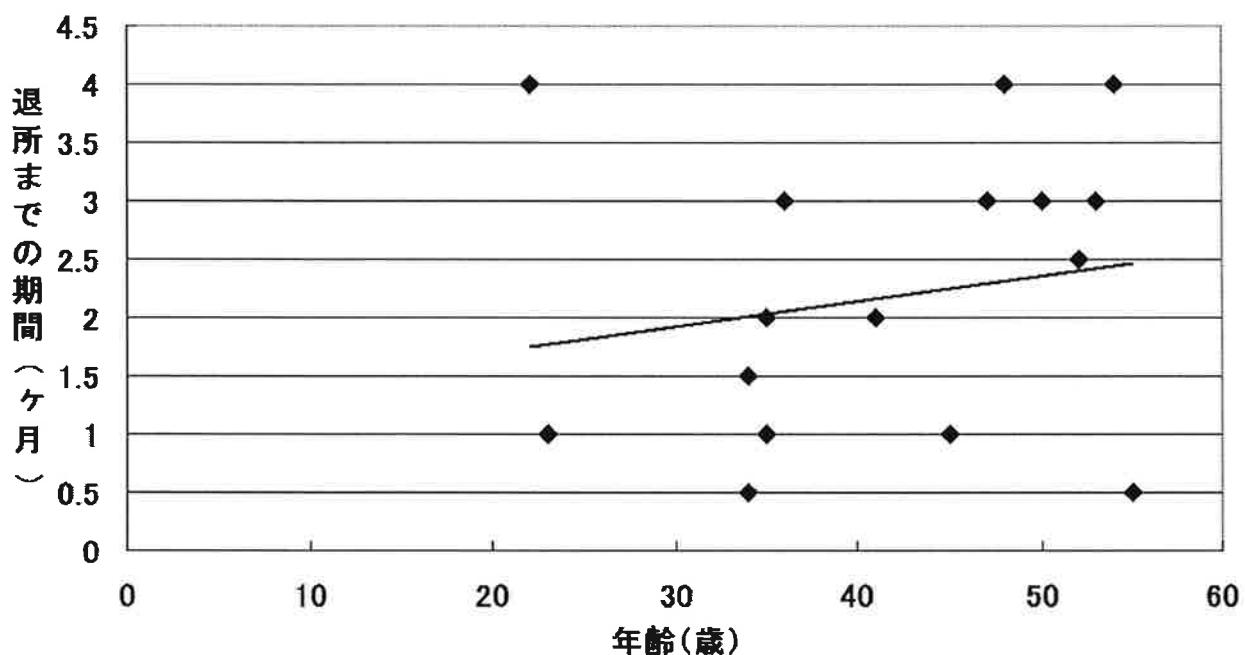


表7: 路上生活の期間と退所までの期間の相関

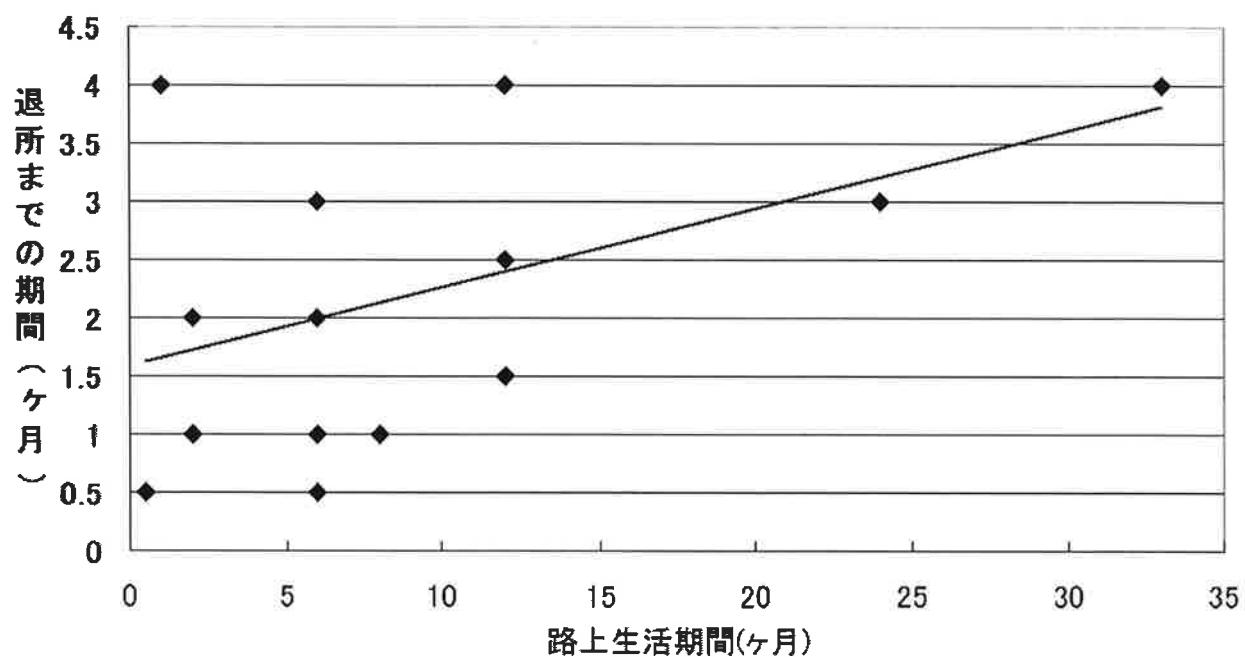
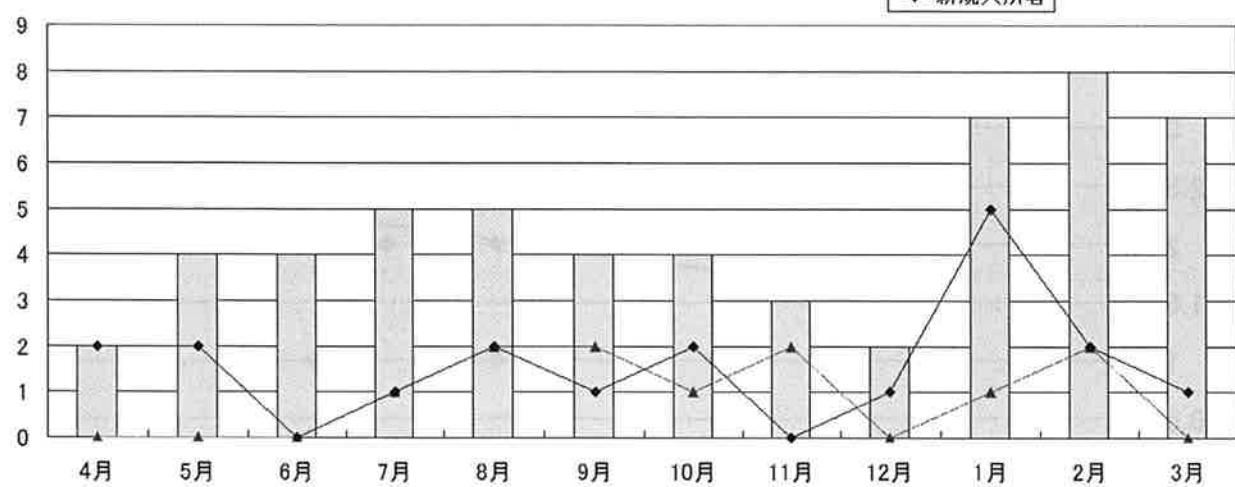


表8: 延べ入所者

■ 延べ入所者
▲ 退所者
◆ 新規入所者



路上生活からの脱却と生活の再構築をめざして 第2号

*

平成17年7月

*

社会福祉法人 札幌明啓院

救護施設 札幌明啓院

*

〒007-0801 札幌市東区東苗穂1条3丁目2-11

TEL 011-781-2545 FAX 011-781-2052